

日時：平成25年4月5日（金）  
午後3時30分～午後5時00分  
場所：柴田町役場 大会議室（3階）

<出席者>

遠藤委員、吉良委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、大庭委員

<欠席者>

古川委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、小林主査、菅野主事

1. 開 会

小林主査：ただ今より、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成25年度第1回審議会を開催いたします。

現在、委員8名中6名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、古川委員からは欠席の連絡をいただいております。また、児玉委員からは若干遅参するとの連絡を受けております。

なお、今回の審議会に先立ちまして、桜場委員より辞任の届け出があり、これを受理しております。これにより審議委員の人数は、これまでの9名から、8名となります。桜場委員の辞任に伴う欠員の補充につきましては、事務局で人選作業を進めて参りたいと考えております。

2. 審議委員及び職員紹介

小林主査：次に審議委員及び事務局職員の紹介です。

名簿を用意しております。まず審議委員のご紹介をいたします。一号委員、学識経験者として遠藤会長・古川委員。二号委員、公募住民として澤田委員・児玉委員・志子田委員・阿部委員。三号委員、町長が特に必要と認める者として、吉良委員・大庭委員。以上8名となります。

次に、事務局職員を紹介します。まず、事務局長として、まちづくり政策課平間課長でございます。

平間課長：昨年同様、よろしく申し上げます。

小林主査：次に、今回人事異動により配属となりました藤原政志課長補佐、まちづくり推進班長です。

藤原班長 : 税務課から4月1日の人事異動によって、まちづくり推進班の班長として配属となりました藤原政志と申します。顔見知りの方もいらっしゃるかもしれませんが、これまで約2年6か月間審議されてきているということで、これまでの成果をさらに出していけるよう、一緒に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

小林主査 : 次に、菅野主事です。

菅野主事 : 4月からまちづくり推進班に配属となりました菅野史明と申します。よろしくお願いいたします。

小林主査 : 最後に私、小林でございます。本年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 会長あいさつ

遠藤会長 : 今年は桜が綺麗で、一目千本桜も各所で紹介されました。仙台・宮城デスティネーションキャンペーンも始まり、柴田町も首都圏の観光客を大いに呼び寄せて、町の活性化に繋げたいところでもあります。まちづくりは外の人と、中の人とのエネルギーとをうまく結合させ活性化させていくことが重要になりますので、今年度もまたよろしくお願いいたします。

### 4. 会議録署名員の指名

小林主査 : 次に会議録の署名員の指名ですが、名簿順に、今回は志子田委員と阿部委員にお願いしたいと考えております。

遠藤会長 : それでは、志子田委員、阿部委員のお二人にお願いいたします。

### 5. 議事

遠藤会長 : 事務局より「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく参加と協働のまちづくりに関する中間報告」についての説明がありますので、お願いします。

小林主査 : 昨年度は、当審議会が設立され3年目となり、節目として中間報告を取りまとめます。報告案は、町に対して今後このようにまちづくりを進めてほしい、と審議会からの意見を伝えるものとなります。今回の会議では、中間報告案に対してご意見頂き、修正していただきます。その後、町長へ報告という流れになります。

それでは、報告案を読み上げます。冒頭の会長からのコメントの部分です。

「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく参加と協働のまちづくりに関する中間報告。報告にあたって。基本条例審議会委員として、平成22年10月に拝命を受け、3年目となる平成24年度柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会においては、5回の審議会を開催し、参加と協働のまちづくりに関し調査、検討してまいりました。この中間報告の内容は、審議会でも出された様々な意見を現段階でまとめたものに過ぎず、その中身についてもより多角的な視点からの検討が必要です。また、ここに記されたこと以外にも検討すべき課題も多く残されていると思っております。

平成25年度は、当審議会委員の任期の最終年度となることから、より多くの方々の意見を伺いながら、さらに柴田町住民自治によるまちづくり審議会での議論を深めていきたいと思えます。柴田町におかれましては、この中間報告を生かし、より一層参加と協働のまちづくりを促進されることに期待いたします。」。

次に、経過報告です。

「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という住民自治によるまちづくり基本条例の目的実現に向けてまちづくりが行われているのかについて、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに必要な提言をするという趣旨に基づき、平成24年度においては5回の審議会を開催し、柴田町の参加と協働のまちづくりの進捗状況等について、調査、検討を行った」。経過については、表のとおりです。

以上が、報告案の冒頭の部分です。皆様のご意見頂きたいと思えます。

遠藤会長 : このことについてコメント・ご意見があればお願いします。

それでは特に異論はないようですので、この内容でお願いします。

小林主査 : 次に、審議会からの意見についての部分です。昨年度の審議会での意見を集約したものとします。

まず住民投票条例についてです。報告案を読み上げます。

「住民自治によるまちづくり基本条例（以下「基本条例」）第32条に規定されている住民投票制度の整備に向け、平成23年度の本審議会において、住民投票条例の骨子について審議し、平成24年5月9日に町長へ対し柴田町住民投票条例の制度仕組みの骨子の答申を行った。

平成24年度においては、住民投票条例整備の進捗状況について報告を受け、答申内容との変更点やその経過等などについて調査、検討を行った結果、住民投票制度及び条例の運用に当たっては、以下の点について提案する。

① 既存制度（法）に基づき住民投票が請求できる事項があること。また、柴田町の住民投票制度においては、投票資格者に一定の要件を満たした外国人が含まれることや、住民投票の対象となる事項、請求の要件など、法律に基づく現行制度との違いについて、出来る限り分かりやすく住民へ説明し周知すること。

② 住民投票条例は、間接民主制が原則である現行の地方自治制度の中、補完的な位置付けとしての制度であることを踏まえ、いたずらに濫用されないことがないよう、住民投票に付すべき重要事項の判断に当たっては、慎重に審査を行うこと。

以上、住民投票に関連した箇所についてご意見をお願いいたします。

遠藤会長 : この件についていかがでしょうか。

志子田委員 : 住民投票に関しては、この形で決まったのだから、何か意見を出すとすれば運用してみてもいいのではないのでしょうか。

澤田委員 : 投票資格者の問題とか、いろいろ議論した点ですね。

小林主査 : 説明が抜けた資料がありました。「出来る限り分かりやすく説明する」ということの一つですが、広報しばた4月号に住民投票制度施行について周知記事を掲載しております。本日は、その写しを配布しております。

(児玉委員遅参着席。出席委員7名となる。)

- 大庭委員 : これまで興味を持たなかった方でも、この広報紙の内容は分かり易かったのでしょうか。こういうものは、どうしても文面が固くなりがちですが、出来る限り住民に分かり易いことが必要と思います。
- 平間課長 : 関連してですが、住民投票条例の審査会の構成は5人の委員からなります。当初は全員町外の方で委員構成した方が客観性があると思って適任だろうと考えていたのですが、地域の問題の審査をするにあたり、町外の方だけで良し悪しの判断がつくのか。やはり、町民も含めて構成したほうが良いのではないかとという考え方もあるので、その辺りの意見をお伺いしたいのですが。
- 小林主査 : 補足いたします。住民請求により住民投票実施請求書が提出されると、住民投票審査委員会において、その案件が住民投票にかけることが出来る重要な事項であるか審査されます。これが認められ、一定の要件を満たせば住民投票となります。審査委員については、条例では特に記載はなく、規則において審査会を設置し委員は5人とすることが規定されています。ただし、その5人については、具体的に誰になるのかというところまでは、決められておりません。これまでの議会の審議等の中では、当事者であり客観的判断が困難と思われる町民からの審査委員の選出を避け、町外の方をお願いする方向で考えを示しておりました。一方で、全員が柴田町民以外では、町民にとって真に重要な事項かどうか判断が難しいケースも出てくるのではないかとこの考え方もあるということです。
- 遠藤会長 : 平間課長の考えるところによると、迷っているが、町外の人だけでは適正な判断が出来ないのでないかというところで、どう決めるべきか意見を聞きたいということですね。
- 平間課長 : 当初の考えでは、全て町外の方でということだったんですが、町民も入れた方がいいだろうと、そういうようなところでアドバイスを受けたいなどは思っておりました。
- 志子田委員 : 町外の方でも、その立場となればそれなりに勉強はしてくるはずでしょうが、地域の人が入らず構成しては、公正な目と言っても、本当にそうなのかという疑問が出てくると思います。中立に物を見られる人を探し出して、依頼することも一つの手でしょう。そうでないと、常日頃の中身が分からない中で、ああだこうだと言われては、投票を提案した人に反発される可能性が高いと思います。ならば最初から住民の委員をある程度の人数を入れ、町外の方の意見を参考にしつつ最終的な判断はそこで暮らしている人達がすべきでないかと思います。
- 阿部委員 : 審査となると町民が委員では色のついた意見も出るでしょうから、具体的にどのようにして町民からの委員選出をするかが問題です。推薦にしろ、具体的な方法が難しいところです。いずれにせよ、完璧な方法はないかと思います。
- 児玉委員 : 審査会の5人というのは、投票の案件ごとに選ぶのか、固定の人が務めるのか、どちらでしょうか。投票される案件の関係者を委員から除外するならば、どのタイミングでどのように審査委員会を設けるかなど考えると難しい。また、町内への通勤者などはどういった立場になるのか。
- 澤田委員 : 5人という人数の根拠はどのようなものでしょうか。また委員選出にあたって基準

のようなものはありますか。

小林主査 : 人数の根拠は、短期間で結論を出さなければなりませんから、最低限の人数を考えたということです。賛否両方の意見があるとして、3人では委員長を除くと1対1となり議論が難しいですから、ここから5人という人数が出ています。審査委員の選考基準はありません。

平間課長 : あくまで町外者であれば案件の関係者ではないだろうということを前提にあつて、当初は全員町外者が良いだろうと考えていたのですが、やはり当事者である町民も含めた方が良いのではという考え方も大切なのかなと。まして、今回は議会と町長のほかに、町民が参画するための制度ですから、審査の部分にも町民が関わるべきかと、制度を運用するに当たり気になってきたものですから。

阿部委員 : 基本的に町民が加わることには賛成ですが、選考方法を決めるのには技術的な難しさがありますね。

澤田委員 : 具体的に町外の適任者は、どのように見つけてくるわけですか。

小林主査 : 町外の方といっても、例えばですが、仙台大学の先生など柴田町に何らかの関わりがある方が中心になると考えています。

澤田委員 : そういう観点で言えば、町民は入れなくてもいいとの話にもなります。外部と言いつつも、十分に町と関わりを持っていて色々町事情も知っている人ですよ。そういう範囲で考えているなら、町内の人を入れた場合に先ほど話が出たような心配もあるので、町内の人が入らなくとも良いような気がします。

志子田委員 : それはもっともですが、仮に自分が提案して審査会で却下された場合、「よそ者に言われた」という気分になるかもしれません。地域の人意見は聞いたのか、と町に追及がいくかもしれません。私のような人間は少ないでしょうが、やはりそういう例が出る可能性はあります。町内の人も含めて検討した結果の却下の方が、納得しやすいのではないかと思います。町内へ勤めていようと、住まなければ分からないこともあるだろうと言われて、反論は出来ない可能性があります。委員の全体でなくとも、一人くらいは入れて良いのではないのでしょうか。

平間課長 : これは運用面ですが、全員を町外の人とすると、会議開催の日程調整面の困難もありますので、町内の人の方が融通は効くだろうという点もあります。人選は考えてみましたが、実際に要求が出た際にこの人達の日程を調整し、1日や2日で結論を出せるか、というところも一つの悩みです。

澤田委員 : 町民がこの5人の中に入るとのことですね。

吉良副会長 : 町民を必ず入れるとか入れないとか決めてしまうより、むしろフリーのまま人選の方で調整すれば良い問題だと思うのですが。短い期間で是非を判断するなら、委員の集まり易さは重要です。規則では委員の人数程度しか決めていません。その辺りに審議会が考えるべきことも入ってくるでしょうが、人選を5人中1人は町民とする、などの枠をはめず、自由な人選が出来るようにしておくべきではないのでしょうか。少し議論が枠にはめすぎになっているように思います。やはり運営のしづらい委員会では困りますので、短期間で結論を出せる委員会をつくるなら、町内外をあまり深刻に考えずに良い人選をするのが良いかなと思います。

大庭委員 : 私自身が白石市民であつて柴田町で働いているのですが、柴田町を良く知っていて

思い入れもある人であれば、町外在住でも構わないと思います。ただし町民が自分たちのことの意味決定に加われないのはちょっとどうなのかなという部分があります。また委員の構成は、むしろ年齢面を考える視点も必要で、町内の大学生など若い人を取り入れることも視野に入れて良いのではないのでしょうか。町内の人をきっちり考えることがまず必要と思います。

阿部委員：町民を入れるのか、入れないのか、それによって選考方法に違いが出てくるので、その辺り明確な選考基準を作っておくべきだと思います。委員の年齢構成についても、私のような年齢のものばかりで未来のことを考えるというのも、どうなのかなということもありますから、これも含めた選考基準をつくるが必要になるのではないのでしょうか。

平間課長：報告案は「慎重な審査を」との文で結ばれています。審査委員についても具体的に中間報告で触れていただくと、町として基準もつくれるかなと思います。審議会でもご議論をいただき、アドバイスを受けたということで、今出された意見の方向で報告案に加えさせて頂ければと思います。

遠藤会長：そうすると具体的には、2の(1)の②「いたずらに濫用されることがないように住民投票を実施すべき重要事項の判断に至っては慎重に審査を行うこと」の部分に審査委員の選考関係の文章を加えるということですね。

平間課長：はい。

遠藤会長：では文面を事務局と相談して草案を考えます。

次に、(2)まちづくり推進センターについて、に入ります。

小林主査：それでは報告案を読み上げます。「基本条例第31条に規定に基づき設置運営されている、まちづくり推進センターの業務、①まちづくり提案制度の運用、②住民等の交流及び連携の促進、③参加と協働によるまちづくりの状況について、現地調査を行い、センターの活用促進について検討を行った結果、推進センターの運用に当たっては、以下の点について提案する。

- ① まちづくりによくある住民・団体の活動が一つでも実現に向けるようコンサルティング機能を充実させること。
- ② 常に新しい情報・利用者が求めている情報を収集する運営に心がけ、収集した情報は誰もが容易に理解できるよう発信することに努める。
- ③ 夜間や休日に講座等を開催するなど学生や社会人の利用促進に努めること。
- ④ 大型ショッピングセンターの一角に設置されていることを活かし、住民が立ち寄りたいたいと思える場所づくりに努めること。」

以上です。

志子田委員：昨年度実施した、まちづくり講座などによって、少しは何をやっているかのPRになったと思います。使えるなどと思えば、引き続き人は来るのでは。コンサルティングは、もう少し効果を上げられれば良いのかなと。あとは職員ですが、慣れていないのもあるかもしれませんが、皆が行って気軽に話し合える違和感の無い人だと良いのかなと。職員じゃないですという位の。しょっちゅう職員が変わるといってもどうなのかなと思います。また、女性の職員の方が対応するのには良いのかなとも思います。男性に言われたら反論したくなくても、女性に言われればああそうかなって納得する

人が多いのではないかと思います。それから女性だと、子どもを連れてきた人も気軽に声かけられるんじゃないかなと思います。ゆるぷらに女性が居れば、役場の窓口としても活躍してもらえないかなと。あそこは逆にまちづくり政策課だけで持つのでなく、各課で持ち回りで受け持っても良いのではないかと思います。若い女性や子連れの人のために福祉課とか子ども家庭課の女性職員がいれば。

遠藤会長 : 女性の視点という意見が志子田委員から出されました。生活感覚、住民目線での運営という観点から、児玉委員ご意見ありますでしょうか。

児玉委員 : 現在は、女性の職員の方もゆるぷらで従事されているので、男性も女性もどちらも居ていただいて良いと思います。コンサルティングの話がありました。私も NPO 法人を運営していて、いろいろご相談する機会があるのですが、ゆるぷらでこういうことが出来ると住民の方にもっと浸透してけば、住民の方がゆるぷらに行つて相談することが根付いていくのだと思います。女性がいると良いとの話ですが、もう少し色々な人がゆったりできる場所づくりが必要かなと思います。報告案の内容はこれで良いと思います。

大庭委員 : 去年は、社会福祉協議会とゆるぷらと連携して活動展などをさせていただきました。こんなことが出来る場所なんだ、ということが少しずつ住民の方にも理解して貰うことが大切なのかなと思います。コンサルティングの件ですが、生涯学習課なども含めた連携・ネットワークができればなと思います。担当課同士ではある程度情報共有ができていると思うのですが、関係機関や住民も含めて共有していけるといい。これは今後も考えていかなければなりませんね。

澤田委員 : 水平展開してね、みんな連結して一緒にやっていければいいですね。単独でまちづくり政策課だけ背負うのでなく。

児玉委員 : うちの NPO に来るお母さんたちも、ゆるぷらに行こうとしているみたいなんですよね。小さな子どもを連れていけるところが町内に少ないので。そういう子連れが行き易いようにするには、生涯学習課や子ども家庭課の協力もあれば良いと思います。

阿部委員 : ゆるぷらで講座を開催していますが、うるさいんですよ。施設のハード的な面からしょうがないのですけれども、仕切り位はきちんと整備する必要があるのではないかと。私も何度か利用していますが、子どもの騒ぐ声だとか、印刷の音だとか、集中できないんですよ。

吉良副会長 : まあ、運用の仕方次第という考え方もありますけれどね。

遠藤会長 : まちづくり政策課で実際に運用しているわけですから、運用の件については平間課長からコメントをいただきたいと思います。一つは生活感覚を踏まえた運用という点。また、水平展開的な施設にならないかということ。さらには、季節感のある活用、あらゆる世代が同時並行で使える施設にならないかということ。その一つとして小さい子連れの母親が使いやすい場所づくり。その辺についてコメントをお願いします。

平間課長 : 担当課長になり 1 年 10 ヶ月ほどになるのですが、まちづくり推進センターをどのように運営していこうかについては、日々悩んでいるところです。他の課との連携についてですが、いろいろと模索はしているのですが、なかなか難しいなという感じです。ですが、一つでも目標達成出来るよう地道に進めていきます。コンサルティングは職員に口を酸っぱくして指示を出していますが、技術的に追いつかない部分もある

ことも確かです。今後とも努力していきたいと考えております。夜間や休日の講座開催については、勤務体制の兼ね合いもあるので検討課題とさせていただければと思います。施設については、イオンからの借用は期限付きですので、あまり投資的なことが出来ない状況です。撤去が前提の仮住まい状態ですが、ここでの事業が定着していけば、当然きちんとした施設が必要となってきますので、一つの試行として、ご意見をいただきながら、一つずつ成果をあげていきたいと考えております。

遠藤会長：では、これら4点について、異論も一部ありましたが、基本的にはこの報告案で良しとして、あとは運用面で期待するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

遠藤会長：次に、まちづくり提案制度について、説明をお願いします。

小林主査：では、報告案を読み上げます。「基本条例第30条に規定されている、まちづくり提案制度の活用状況を住民等のまちづくりへの参加を促進という趣旨に沿ったものであるかを確認し、更なる活用促進について検討を行った結果、まちづくり提案制度の運用に当たっては、以下の点について提案する。

- ① 住民等が少しでも提案がしやすくなるよう、手続きや申請書類等の簡素化について検討すること。
- ② 提案しようとして検討している方へは、提案が採択されるよう丁寧かつ適切なアドバイスをを行うとともに、関連する情報を提供し、まちづくりへの参加意欲を高めること。
- ③ 新たなまちづくり活動団体を掘り起こすため、これから取組を始めようとする個人、団体又は小規模なまちづくりの実践活動などを支援できる制度を検討すること。」

以上です。

吉良副会長：具体的に提案制度で採択されて実施したケースはありますか。

小林主査：24年度第1回の実践提案で採択された上川名地区の地域の歴史の写真集というのが間もなく完成します。また、第3回の実践提案で採択された工芸品等の展示即売会を行う「しばた匠祭り」が、今年の10月5、6日に太陽の村で開催されます。これらが採択された実践提案2件です。意見提案では、以前報告した、ナイススマイル賞の1件があります。

阿部委員：提案制度に通ったもの、通らなかったものの住民への報告については、しっかりとしてほしいと思います。単に広報に載せるだけでなく、写真集のようなものが出来たなら何らかの形で見せた方が良いと思います。

小林主査：今回はお見せできるもの、写真集が成果品としてできますので、広報紙も利用しながら、併せて各地区へ配布し、提案制度でこういうものが出来たというPRをしていきたいと考えております。

遠藤会長：文章として加えるなら、たとえば「提案制度の採択・不採択については速やかに広報し、成果については広く周知する」などでしょうか。そのように一部文章を加えるということをお願いします。

次に、地域計画関係についてお願いします。

小林主査：では、報告案を読み上げます。「基本条例第22条に規定されている、地域計画策定状況を確認し、地域支援のあり方等について検討を行なった結果、地域コミュニティの活性化を一層促進するため、以下の点について提案する。

- ① 地域計画策定の促進や策定支援に当たっては、地域の実情や住民が集まりやすい日時などを考慮するとともに、丁寧かつ適切な説明やアドバイスを行うこと。
- ② 地域計画に基づく事業の実施に際しては、地域の実情に応じた支援を行うこと。
- ③ シニア世代が地域で活躍できる場の提供や情報を提供し、地域コミュニティの活性化に結びつけるよう努めること。
- ④ 専任の集落支援員の導入に当たっては、課題解決の糸口となる事業の立ち上げ方や、交渉の仕方など、集落の支援に必要な技術を集落支援員に取得させ、各地域の状況を良く把握し、地域間の連携を図れるように努めること。」

以上です。

吉良副会長：地域活動に直接関わっているものですから、実情をお話するのが良いのかと思ひまして、まずは私から。地域計画はまだ完成はしていませんが、担当課とのヒアリングが終わり、細部を直して出すだけに近い段階ですが、未提出のある区長の話だと「うちは出さない」などと否定的な人もいます。地域計画の趣旨を理解していない区長がいることが残念です。立派な写真集を作成する行政区も出てきている一方、早くも格差が出てきているという印象です。

志子田委員：住んでいる地域の現状について、さして問題も無い地域だと考えているところでは、わざわざ問題を探す必要がないと思うのではないのでしょうか。地域計画を作成するに当たって、何か問題を作らなくていけないと考えてしまう人がいるのかもしれませんが、格差との話が出ましたが、たまたま文章化できる人材が地域にいたかどうかは差となっているのではないのでしょうか。また、新興住宅地では過去がないので思い切ってこれからの希望のみ書ける。しかし、昔から地域の行事が決まっていた受け継がれている地域だと、それを文章にしてもしょうがないと考えてしまう。将来の世代が読めるよう残す必要がある、などと促せば良いのでしょうか、文章化できるような人材がなかなか少ない。計画を作らなくて良いとする地区は、逆にそこで脈々と実際に受け継がれているものがあるから、ということもあるのだと思います。

児玉委員：それぞれの地域によって事情が違いますが、地域計画を出せない地域は、その事情も踏まえつつも、アドバイスがあって、なお出来ないとなると厳しいのかなと。

小林主査：現在の状況ですが、約半数から地域計画が提出され、残る半数はほとんどが取り組み中で、アンケート調査などを実施中、あるいはこれから作っていくので担当職員に説明に来て欲しい、というように現在進行形です。ただ幾つかの区はまだ全く動いていないところもあります。

平間課長：昨年は作成の準備期間として一年間取組みました。我々も支援に動いてきたのですが、今年が区長の改選期となり、区長さんが継続する地区と改選する地区とで温度差がでました。お金で釣る訳ではありませんが、地域計画に基づいた事業に補助金を交付し、地域の財源としてもらう制度を一体的につくりました。ただし、地区間の温度差がありますから、今後も土日関係なく支援に参ります。5年間の計画ですが、常に見

直しが可能ですから、まずは全地区をスタート地点に立っていただくための支援を行っている次第です。補助金は通常は単年度決算ですが、3年間の積立が可能な、使い勝手のいい形としていますので、その辺も説明をして参りたいと思います。補助金の交付時期を早めてくれとの声もありますが、交付金でなく補助金である限り手続きに時間がかかります。全行政区が地域計画を作ったならば、書類の多い補助金制度は止め、交付金制度へ移行してく方針がありますので、各地区の足並みを揃えてもらうよう、遅れている行政区にもお話をしているところです。平成26年3月までに全地区で作り終えるよう進めて参ります。人材とお金の支援はこれからですから、我々も汗をかいていくという状況です。

遠藤会長 : 大庭委員、いかがでしょうか。

大庭委員 : シニア世代が地域で活躍できる場の提供について、何か具体的なものがあるのでしょうか。

小林主査 : 例えばですが、集落支援員については、地域の実情を良く知り、経験豊富なシニア世代の方にお願ひしようと考えておりました。

吉良副会長 : 65歳になると、福祉課から案内が来ます。体力測定であったり、日常どのように過ごしているかなどの調査です。そういうものともタイアップできれば。

児玉委員 : シニア世代の地域デビューの取組みもありましたね。

平間課長 : 町の公共施設や空間を住民で管理していくアドプト制度を考えています。現在、花のまち柴田ということで、船岡城址公園を中心に花木を植える取組みを進めています。ただ、植えた後には維持管理が出てきます。それを業者にだけ任せ続けるということではできません。それを、シニア世代の方々に公共的空間の里親として活躍してもらえないかなと考えています。自分達の身近な公園の管理などもあると思います。例えば、植える花木については町で提供しますが、植えるのは皆さんですよとか、そういう仕組み作りをしていければと思います。

遠藤会長 : 地域計画については、行政区間で熟度、姿勢に温度差があると。約半数は計画ができているが、半数近くは取組み中である、また、全く動いていない地区もいくつかあるという状況、これについては、まちづくり政策課で全力をあげて支援していく、更に、地域計画を進めて行く中においては、補助金制度から交付金制度への移行も考えている、実際には、アンケートを実施したものの、それを計画として文章化する人材が地域にいないという問題も生じている、報告案では「地域の実情を考慮する」と記していますので、丁寧かつ的確なアドバイスを継続していってもらい、ということで良いと思いますが。

吉良副会長 : 報告案としては良いと思います。ただ、現状をご報告しようと思いましたが。

遠藤会長 : シニア世代の問題に関しては、いかがでしょうか。

志子田委員 : アドプト制度については、ぜひ進めていただければと思います。真の協働を進めるためには、このような形が必要なんじゃないかなと思います。自分が植樹活動している中でもそう感じています。

遠藤会長 : 昔は地域の結いの制度ですとか、助け合いがあったのですが、それをリニューアルする訳ではないのですが、アドプト制度という形で進めていくと。これは運用の中で上手く進めていただければと思います。報告案はこれで良いでしょうか。

(「はい」の声。)

遠藤会長 : それでは最後に(5)その他の説明をお願いします。

小林主査 : 読み上げます。「仙台大学が立地している当町の特性を活かし、大学及び学生が地域づくりに加わるプログラムを検討し、住民福祉の向上のため、大学と町が連携した地域づくりを更に進めていくこと。」。以上です。

遠藤会長 : この点に関していかがでしょうか。

志子田委員 : スポーツ、レクリエーションイベントを各地域で行っています。その審判などで大学から学生が来てもらおうと、一気に専門的になって盛り上がるのではないかと。地区と大学との繋がりをもっと深くしていきたいですね。

平間課長 : 今のご意見に関連する取組みは、実は既に行っています。槻木の16区の運動会は、プログラム立案や当日の指導、運営協力も含めて仙台大学と連携して、学生が何十人も来て実施しています。地域でやってみたいところがあれば、町や仙台大学に相談していただければ実施できます。

志子田委員 : そういう制度があるとは知りませんでした。区長さんは知っているのでしょうか、一般の住民は殆ど知らないでしょうから、そういうことをやってみようという話が出てこないんですよ。プログラム全部を提供してもらおうのではなく、こちらで作ったプログラムへ助言してもらおうというのもあると良いですね。

平間課長 : それも対応可能です。2つのプログラムがありまして、企画、実施を学生と一緒にやっていくもの、地域で行うものに学生に来てもらうものとあります。5年ほど前から取組んでいます。区長さん方には説明していますが、地域の実情がありますから、使う使わないは地域にお任せしています。

志子田委員 : 地域ではスポーツを担当していたので、そういう制度を上手く活用できればと思いました。

阿部委員 : 私の地域は仙台大学に隣接していますので、地区民へのアンケートでは良くも悪くも学生に対する色々な意見がありましたが、逆に言うと、それくらい密接な関係がある、交流がある地域だということでもあります。国際交流会館もありますし、留学生とも良く交流があります。私の地域だけでなく、他の地域でも大学、学生と上手く連携できれば良いのだと思います。

遠藤会長 : 学生の積極性を如何に上手く引き出していくか、というのも大切になってきます。町や地域で自分達が重要視されている、大切に扱われているというのが伝われば、学生は素直ですからね。

吉良副会長 : 私の地区では、集会所を大学の陸上部にお貸しするなど、上手くお付き合いしていますね。

遠藤会長 : 先ほどの審判の件などは、彼らが存分に力を発揮できる分野だと思います。

吉良副会長 : お願いできる内容や方法について、区長さん達が良く分かっていないということがあるのだと思います。

阿部委員 : 大学と区長さん達がお話できる機会があると良いのかもしれませんが。大学もいつでも何でもOKという訳でもないと思いますしね。試験期間とか、休み期間とかもあり

ますから。

吉良副会長： 幸いなことに、町職員のOBが大学の事務局にありますから、いろいろと協力していただけたと思います。

志子田委員： 地域計画もそうなのですが、区長さんだけ知っていて、他の住民は知らないということが多くあります。地区役員くらいは情報を共有して、これをやってみよう、あれを活用してみようというようにならないと駄目なんですよね。年金の支給開始年齢が上がって行って、60代前半の人も皆働くようになったら、益々学生を上手く取り込んで地域活動を行っていくということも、とても大切だと思います。何でもやらせるということではなく、学生が得意な分野は、どんどんやってもらった方が、お互いに良い効果があると思います。私は、どんどんやっていきたいと思います。

遠藤会長： 学生にとっても学ぶ場になる。それをボランティアの単位としても評価できるようになると、例えば、実習の一環で行えるようになれば、更に良い形かもしれません。それは、関係者のこれからの工夫になるのだと思います。それでは、この部分については、この案でよろしいでしょうか。

（「はい」の声。）

遠藤会長： それでは、議事の（2）について説明をお願いします。

小林主査： 中間報告は、今回のご意見を基に会長と調整しながら修正し、中間報告書として町長へ提出いたします。本年度は、本審議会を設置し4年目となり、審議の最終報告をする年度となります。これまでは、基本条例に基づいた仕組みの制度設計に関する諮問、その実施状況についての検証をお願いしておりました。最終報告では、昨年度同様の検証に加え、基本条例が平成22年の4月に施行されて以後の課題等についても審議していただければと思います。具体的には、昨年度には、基本条例で規定している情報共有や情報発信について、さくら連絡橋の関連で議会などでも取り上げられています。情報共有、発信のあり方なども含め、基本条例の骨子、内容、規定も含めてご意見をいただきたいと考えております。最終的には審議会からの提言という形でまとめていただき、必要がある場合には、基本条例の改正についての議論も排除せずに審議していただければと思います。

遠藤会長： 最終年度に当たり、施行後の基本条例の運用状況について検証を行う。具体的には、情報共有、発信について少し踏み込んで検証を行う。その議論を踏まえて、基本条例の効果を検証し、改正への意見も排除せずに議論を行い、提言という形で整理することによってよろしいでしょうか。

議事については、以上で終えたいと思います。

#### 4. その他

遠藤会長 : その他について事務局から説明をお願いします。

小林主査 : 平成25年度は、審議会を6回開催する予定としています。次回の日程については、会長と調整し、追ってご連絡いたします。

#### 5. 閉会

吉良副会長 : 中間報告について、有意義な話し合いができたと思います。細部については、事務局でまとめていただければと思います。会長始め皆様お忙しい中だとは思いますが、今年度もよろしく願いいたします。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後5時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員